

山梨県公報

号外第三十一号

平成十四年

五月三十日

木 曜 日

目 次

公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五五

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年五月三十日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「高速自動車国道中央自動車道」の下に、「高速自動車国道中部横断自動車道」を加える。

第十三条第一項を次のように改める。

法第百二条第三項又は第百七条の四第一項の規定による臨時適性検査の通知は臨時適性検査通知書(別記様式第十一)又は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(別記様式第十一の二)によつて行い、法第九十条第六項又は法第百三条第五項の規定による適性検査の受検命令又は診断書の提出命令は適性検査受検命令書(別記様式第十一の三)又は診断書提出命令書(別記様式第十一の四)によつて行ふ。

第十三条に次の一項を加える。

3 施行規則第二十九条の三の規定により、病気に係る臨時適性検査は、必要により当該病状について専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師に依頼して行うものとする。なお、前記検査を依頼する際の医師の基準については、別に定める。

第十五条の七第四号を削る。

第十五条の八第一項に次のただし書を加える。
ただし、運転習熟指導員養成教養を受講した者は、同教養を受講したことを証する書面を申請書に添付して公安委員会に提出することにより、審査を免除するものとする。

第十七条見出し中「教習所職員講習」を「指定自動車教習所職員講習」に改め、同条中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十項」に、「教習所職員講習」を「指定自動車教習所職員講習」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会は、指定自動車教習所職員講習を終了した者に対し、指定自動車教習所職員講習終了証明書(別記様式第十四の三)を交付するものとする。

第十七条の五中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「届出自動車教習所教習受講証明書」を「届出自動車教習所所在証明書」に改める。

第十七条の七を第十七条の八とし、第十七条の六を第十七条の七とし、第十七条の五の次に次の一条を加える。

(技能検査申請時における添付書類)

第十七条の六 法第八十九条第二項の規定により、技能の検査を受けようとする場合は、技能検査申請書に第二十一条に規定する届出自動車教習所所在証明書を添付しなければならない。

第十七条の八の次に次の二条を加える。

(更新の特例)

第十七条の九 第一条の規定にかかわらず、法第九十二条の二に規定する優良運転者は、法第百一条の二の二第一項の規定により、有効期限が満了する日の直前の誕生日までに住所地在管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会(以下「経由地公安委員会」という。)を経由して運転免許証の更新の申請を行うことができる。

2 前項の規定により公安委員会を経由して運転免許証の更新の申請を行うおとする者は、交通部運転免許課において行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、運転免許証の更新の申請時に記載事項の変更の届出又は再交付申請を併せて行おうとする者は、経由地公安委員会に更新の申請を行うことはできない。

(運転経歴証明書の交付申請)

第十七条の十 法第百四条の四第五項の規定による運転経歴証明書(別記様式第十四の四)の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書(別記様式第十四の五)により行うものとする。

第十八条第一項の表を次のように改める。

講習の種類	講習対象者	講習時間
優良運転者講習	法第九十二条の二に規定する優良運転者	三十分
一般運転者講習	運転免許の継続期間が五年以上で、令で定める期間内（起算日から五年以内）に軽微な違反行為を一回のみしたことがあり、かつ、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがない者	一時間
違反運転者講習	運転免許の継続期間に関係なく、令で定める期間内（起算日から五年以内）に軽微な違反行為を二回以上したことがあり、又は同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがある者	二時間
初回更新者講習	運転免許の継続期間が五年未満で、令で定める期間内（起算日から五年以内）に軽微な違反行為が一回以下であり、かつ、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがない者	二時間

第十八条第二項中「一般運転者講習」の下に「違反運転者講習及び初回更新者講習」を加える。

第十八条の二第一項中「第三十八条第十二項」を「第三十八条第十三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、小型特殊自動車免許のみを保有する者については、講習科目中運転適性についての診断と指導を除く二時間の講習とする。

第十八条の二第三項中「別記様式第十四の三」を「別記様式第十四の六」に改め、同条第四項中「別記様式第十四の四」を「別記様式第十四の七」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(チャレンジ講習の手続等)

第十八条の二の二 法第百八条の二第二項の規定による講習のうち、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うもの（以下「チャレンジ講習」という。）の実施の基準は、チャレンジ講習実施基準（別表第四の二の二）のとおりとする。

2 チャレンジ講習を受けようとする者は、チャレンジ講習受講申請書（別記様式第十四の八）を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、チャレンジ講習に合格した者に対して、チャレンジ講習受講結果確認書（別記様式第十四の九）を交付するものとする。

(特定任意高齢者講習の手続等)

第十八条の二の三 令第三十七条の六の二に規定する法第百八条の二第二項の規定によ

る講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（以下「特定任意高齢者講習」という。）の講習内容は、特定任意高齢者講習の講習科目（別表第四の二の三）のとおりとする。

2 特定任意高齢者講習を受けようとする者は、特定任意高齢者講習受講申請書（別記様式第十四の十）を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、特定任意高齢者講習を終了した者に対して、特定任意高齢者講習終了証明書（別記様式第十四の十一）を交付するものとする。

第十八条の三第一項各号列記以外の部分中「普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は原動機付自転車免許」を「普通免許、大型一輪免許、普通二輪免許、原付免許、大型第二種免許又は普通第二種免許」に改め、同項第四号中「応急救護処置講習」を「応急救護処置講習（一）」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 法第百八条の二第一項第七号に規定する大型第二種免許及び普通第二種免許に係る講習（以下「応急救護処置講習（二）」という。）は、六時間とする。

六 法第百八条の二第一項第八の二号に規定する講習（以下「旅客車講習」という。）は、六時間とする。

第十八条の三第二項第四号中「応急救護処置講習受講申請書」を「応急救護処置講習（一）受講申請書」に改め、同項第五号中「別記様式第十五の二の四」を「別記様式第十五の二の六」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 応急救護処置講習（二）受講申請書 別記様式第十五の二の四

六 旅客車講習受講申請書 別記様式第十五の二の五

第十八条の三第三項第四号中「応急救護処置講習」を「応急救護処置講習（一）」に改め、同項第五号中「別表第四の七」を「別表第四の八」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 応急救護処置講習（二）の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の六の二

六 大型旅客車及び普通旅客車講習の講習科目、時間割等に関する基準 別表第四の七

第十八条の三第五項各号列記以外の部分中「、応急救護処置講習」を「、応急救護処置講習（一）、応急救護処置講習（二）、旅客車講習」に改め、同項第四号中「応急救護処置講習終了証明書」を「応急救護処置講習（一）終了証明書」に改め、同項第五号中「別記様式第十五の三の五」を「別記様式第十五の三の八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 応急救護処置講習（二）終了証明書 別記様式第十五の三の五

六 大型旅客車講習終了証明書 別記様式第十五の三の六
 七 普通旅客車講習終了証明書 別記様式第十五の三の七
 第十八条の五第一項第四号中「応急救護処置講習」を「応急救護処置講習(一)」を「
 」、**「応急救護処置講習指導員」**を「**「応急救護処置講習(一) 指導員」**」に改め、同項第
 五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 応急救護処置講習(二)を行う指導員(以下「**「応急救護処置講習(二) 指導員」**
 ）」という。
 一定の水準を満たした第二種免許に係る**「応急救護処置指導者養成のための講習
 (以下「**「養成講習」**」**という。))を受け、その課程を修了した者又は公安委員会が**「応急
 救護処置の指導に關し、養成講習の課程を修了した者と同等以上の能力を有すると
 認める者**

六 旅客車講習を行う指導員(以下「**「旅客車講習指導員」**」という。))
 法第九十九条の三第四項の規定により当該自動車に係る第二種免許の教習指導員
 資格者証の交付を受けている者

第十八条の六第二項第四号中「**「応急救護処置講習指導員認定申請書」**」を「**「応急救護処
 置講習(一) 指導員認定申請書」**」に改め、同項第五号中「**「別記様式第十五の四の五」**」を
 「**「別記様式第十五の四の七」**」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二
 号を加える。

五 応急救護処置講習(二) 指導員認定申請書 別記様式第十五の四の五
 六 旅客車講習指導員認定申請書 別記様式第十五の四の六
 第十八条の六第三項第四号中「**「応急救護処置講習指導員認定書」**」を「**「応急救護処置講
 習(一) 指導員認定書」**」に改め、同項第五号中「**「別記様式第十五の五の五」**」を「**「別記様
 式第十五の五の八」**」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加え
 る。

五 応急救護処置講習(二) 指導員認定書 別記様式第十五の五の五
 六 大型旅客車講習指導員認定書 別記様式第十五の五の六
 七 普通旅客車講習指導員認定書 別記様式第十五の五の七
 第十九条第二項第三号中「**「第十八条の四」**」を「**「第十八条の五」**」に改め、同条の次に次
 の二条を加える。

(技能試験の自動車の指定)
第十九条の二 施行規則第二十四条第七項の規定により技能試験に使用する自動車の指
 定を受けようとする者は、公安委員会に申請するものとする。

2 申請書には、指定に係る自動車の諸元が確認できる自動車検査証の写し等を添付し
 なければならぬ。

3 公安委員会は、申請に基づき指定したときは、指定書を交付するものとする。
 (指定書の再交付及び返納)
第十九条の三 前条の規定により技能試験に使用する自動車の指定を受けた者は、指定
 書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに公安委員会に指定書の
 再交付を申請しなければならない。

2 指定を受けた者は、当該指定に係る自動車を廃車し、譲渡し、又は盗難等により使
 用できなくなつたときは、速やかに公安委員会に指定書を返納しなければならない。
 第二十一条(見出しを含む。)中「**「届出自動車教習所教習受講証明書」**」を「**「届出自動
 車教習所所在証明書」**」に改め、同条中「**「自動車に」**」を「**「運転免許に」**」に改める。
 第二十二条第一項第一号中「**「第九十九条」**」を「**「第九十九条第一項」**」に改め、同項第二
 号ア中「**「二十五歳」**」を「**「二十四歳」**」に改め、同号イを次のように改める。

イ その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び
 第二種免許を受けている者で第二種免許を受けた後の当該自動車の運転経歴期間
 が三年以上のものであること。

第二十二條第一項第四号の表中「**「けん引自動車」**」を「**「けん引自動車」**」に改め、同項第五
 号中「**「第三十三條第七項」**」を「**「第三十三條第四項」**」に改め、同項第六号中「**「第二十四條
 第五項」**」を「**「第二十四條第六項」**」に改め、同号の表中

乗車定員三十人以上のバス	八・二〇メ	八・二〇メ
乗車定員五人以上の普通自動車	四・四〇メ	四・四〇メ

乗車定員三十人以上のバス	四・二〇メ	四・二〇メ	十メートル以上	二・四メートル以上	五・一メートル以上
乗車定員五人以上の普通自動車	四・四〇メ	四・四〇メ	八・二メートル以上	二・四メートル以上	四・二メートル以上

乗車定員五人以上の普通自動車	四・四メートル以上	一・六九メートル以上	二・五メートル以上
----------------	-----------	------------	-----------

「けん引され」を「牽引され」、「けん引車」を「牽引車」、「けん引する」を「牽引する」、「けん引し」を「牽引し」に改める。

第三十条中「(以下)」を「(平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下)に改め、同条中「第五条第一項」を「第一条各号」に、「認定の申請書の様式」を「乗組の認定を受けようとする者」に、「とする」を「により申請を行うものとする」に改める。

第三十一条を次のように改める。
(運転免許取得者教育指導員名簿)

第三十一条 運転免許取得者教育を実施する者は、運転免許取得者教育指導員(以下「取得者教育指導員」という。)として従事する者を運転免許取得者教育指導員名簿(別記様式第三十八)により公安委員会に届け出るものとする。

第三十三条に次の一項を加える。

2 取得者教育規則第九条に規定する名簿は、特定教育記録簿(別記様式第四十一)と別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二 (第15条の2関係)

初心運転者講習に関する科目

講習項目	講習科目	講習方法	講習時間	
			普通・大型・通輪車	原付車
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性	講義	15分	10分
	(2) 運転適性検査	検査実施面接	20分 25分	20分
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正訓練	実技	60分	50分
	(2) 危険予測・判断の実地訓練	実技		
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実技	90分	30分
	(2) 他の交通に対する配慮	実技		—
	(3) 路上運転についての話し合い	実技	30分	10分
	(4) 原付特別訓練(場内コース)	実技		40分
4 危険予測訓練	(1) 危険予測デイスカッション	実技	90分	50分
	(2) 危険予測・判断能力の向上	講義(映画)	30分	30分
	(3) 危険を予測した運転	実技	120分	
	(4) 危険予測デイスカッション	実技		
5 新たな心構え	(1) 効果測定	検査	20分	20分
	(2) 新たな心構えの確立	講義	40分	20分
	(3) 総合講評	講義		
講習時間合計			420分(7時間)	240分(4時間)

別表第四及び別表第四の二を次のように改める。

別表第4 (第18条関係)

更新時講習に関する基準

1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	ア 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分程度
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	ア 今後における無事故・無違反及び安全運転を奨励する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 エ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁罰例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着までの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分程度
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	ア 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分程度
講習時間合計			30分程度

2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	ア 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分程度
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 エ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁罰例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着までの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分程度
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予備と回避方法等	ア 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 イ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速	20分程度

		道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ 診断結果に基づくクイア別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分程度
講 習 時 間 合 計			60分程度

3 遠区運転者講習

講習科目	講習細目	留 意 事 項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	ア 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分程度
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起した加害者の責任	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならぬ義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起したり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。	10分程度

		加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着までの間における負傷者への応急処置処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	ア 受講対象に応じたビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ウ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 エ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ、意見を出发せ討論させる。	40分程度
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） (2) 運転適性診断と指導（検査用機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導	ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる運転適性検査機器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 エ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転例解を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。	60分程度

講 習 時 間 合 計	(4) 運転技能診断と指導	オ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個體や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	
	講 習 時 間 合 計		120分程度

4 初回更新者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	留 意 事 項	講 習 時 間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	ア 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯等、と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する。	10分程度
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起した加害者の責任 (4) 交通事故を起した運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならぬ義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起したり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 エ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着までの間における負傷者への応急処置等について説明する。	10分程度

講 習 科 目	講 習 時 間 合 計
3 安全運転の知識	40分程度
4 運転適性、技能についての診断と指導	60分程度

3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	ア 運転経験の浅い運転者向けのビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ウ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 エ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ、意見をだしさせ討議させる。	40分程度
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） (2) 運転適性診断と指導（検査用機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる運転適性検査機器を使用し、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 エ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個體を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 オ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個體や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分程度
講 習 時 間 合 計			120分程度

別表第4の2（第18条の2関係）

高齢者講習の講習科目及び時間割

講 習 科 目	講 習 時 間
開 講	
1 道路交通の現状と交通事故の実態	10分
2 運転者の心構えと義務	10分
3 安全運転の知識	40分
4 運転適性についての診断と指導①	60分
5 運転適性についての診断と指導②	60分
講 習 時 間 合 計	180分

- 備考 1 小型特殊免許のみのものであれば、運転適性についての診断と指導②の科目は実施しないものとする。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

別表第4の2の2（第18条の2の2関係）

チャレンジ講習実施基準

別表第四の二の次に次の二表を加える。

課	題	回数	
一 般	周回コース及び幹線コースの走行	周回カーブ	2回以上
		指定場所における一時停止	1回以上
	交差点の通行	右折、左折	それぞれ1回以上
		信号通過	1回以上
	横断歩道の通過		1回以上
	曲線コース（S字）の通過		1回（中）
	屈折コース（クランク）の通過		1回（中）
	方向変換		1回（中）
特 別	パイロンスラローム	2回	
総走行距離		概ね1200㍎	

- 備考 1 走行時間は、概ね10～15分程度
- 2 パイロンスラローム：スラローム開始点の手前において一時停止後、検査員の指示により車両を発進させてスラローム開始点を通過し、等間隔（8㍎）に置かれた5つの障害物（パイロン）を順次左右に回避しながら、スラローム区間（48㍎）を指定時間（路面乾燥時14秒、路面湿潤時15秒）内に通過する。
- 3 パイロンの大きさは、運転免許技能試験実施基準に基づき、高さ概ね0.70㍎で、底辺の一边が概ね0.37㍎の物を使用する。

特定任意高齢者講習の講習科目

講習科目	講習細目	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		10分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	○ 県の実体に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明し、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分以上
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法	○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ イラスト等により、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分以上
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	○ 運転適性検査器材により実施し（動体視力及び夜間視力の検査）、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計			60分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第四の六を次のように改める。

別表第四の6 (第18条の3関係)

応急救護処置講習(一)の講習科目及び時間割等に関する基準

方式	講習科目	講習細目	指導内容	時間
講	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義	○ 応急救護処置の重要性について強調する。	1
		(2) 応急救護処置の目的		
2 実施上の留意事項		(1) 適切な実施場所の選定	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		(2) 事故発生時の連絡		
3 救急体制		(1) 救急活動体制	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に指示し、説明する。	
		(2) 救急診療体制		
4 応急救護処置の基礎知識		(1) 負傷者の観察	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本等を用いて理解させる。	
		(2) 負傷者の移動		
5 応急救護処置の基本		(1) 応急救護処置の手順	○ 指導員によるデモにより行う。	2
		(2) 各手技の要点		
6 応急救護処置の実践		(1) 負傷者の観察(意識)	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	
		(2) 負傷者の移動		
		(3) 体位管理	○ 一人方式を重点的に指導する。	
		(4) 気道確保		

実	技	合	計
(5) 負傷者の観察(呼吸)	○ 気道確保しながら、胸の動き、呼吸及び呼吸音から判断することを確認する。	(1) 生命の大切	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、交通事故の現場で活用できるように訓練の継続を促す。
(6) 人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初2回、おおむね800～1,200ccの息を1～2秒かけて連続して吹き込ませる。 ○ けい動脈で調べさせる。	(2) 訓練の継続と実行	
(7) 負傷者の観察(脈)	○ 一人方式を重点的に指導する。		
(8) 心臓マッサージ	○ 人工呼吸2回と心臓マッサージ15回を1セットとして1分間連続して実施させる。 ○ 心肺蘇生法の実施の中止、救急蘇生法連続の必要性について指導する。		
(9) 止血法	○ 直接圧迫が効果的であること、止血帯使用時における注意点について指導する。		
7 まとめ			
			3

別表第四の六の次に次の一表を加える。

別表第四の6の2 (第18条の3関係)

応急救護処置講習(二)の科目及び時間割等に関する基準

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講	1 応急救護処置とは	(1) 生命の大切さ (2) 応急救護処置の意義 (3) 応急救護処置の目的 (4) 応急救護処置の必要性 (5) 応急救護処置の内容	○ 応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の連絡 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
講	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急診療体制 (3) 交通事故による負傷	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 具体的な実施要領	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 (5) 止血法 (6) 包帯法 (7) 副子固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。	
講	5 各傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各傷病者に対する対応要領について理解させる。	1
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	(1) 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 一人方式を重点的に指導する。 ○ 片腿体位を重点的に指導する。 ○ 頭部後照あご先脊上法を重点的に指導する。	1	

実		技	
8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) 心肺蘇生法を行う場合 (4) ショックの場合 (5) 呼吸困難な場合	○ 気道確保しながら、胸の動き、呼吸及び呼吸音から判断することを強調する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初2回、概ね500～800CCの息を1.5～2秒かけて連続して吹き込ませる。 ○ 頸動脈で調べさせる。 ○ 一人方式を重点的に指導する。 ○ 人工呼吸2回と心臓マッサージ15回を1セットとして、1分間連続して実施する。 ○ 心肺蘇生法の中に、心肺蘇生法連続について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であること、止血帯使用時における注意点について指導する。	1
9 心肺蘇生法	(1) 意識状態の観察と気道確保 (2) 呼吸状態の観察と人工呼吸 (3) 循環状態の観察と心臓マッサージ (4) 二人で行う心肺蘇生法 (5) 二人で行う心肺蘇生法 (6) 小児に対する異物・分泌物の除去		2
10 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 止血帯 (5) 効果的な止血法		
11 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体腔部位の場合 (3) 四肢の場合		1
12 副子固定法			
合 計			6

別表第四の七を次のように改める。

別表第四の7 (第18条の3関係)

大型旅客車及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割等に関する基準

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させるとともに、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
		2 危険予測デザインセッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により刈感されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1

身体障害者等への対応	実技	身体障害者等への対応
5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・児童・幼児の保護 ・高齢者の保護 ・子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 ・高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・身体障害者の保護 ・身体障害者の乗降時の対応	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を養わせる。
合計		6

別表第4の6（第18条の3関係）

原付講習の講習科目及び時間割等に関する基準

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知 2 クラス、グループ編成		10分
		小計	10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	・ 手足の柔軟体操 ・ ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方	10分
			小計
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドのかけ方とどし方	・ 運転に必要な装置の位置と役割 ・ 自然フォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢 ・ ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・ アクセルに手を触れないスタンドのかけ方、もどし方	3分
			小計
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発信と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	・ バランスのよい直進、安定した停止 ・ 無理のない操作による加速と減速 ・ スムーズな切返し ・ 直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・ 見通しの悪い場所での徐行 ・ 狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・ 十分な安全確認のできる視点と範囲	10分
			小計
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全運転 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点の優先順位 5 危険予知、危険回避	・ 合図の時期と安全確認 ・ スムーズな進路変更と安全確認 ・ 正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・ 正しい停止位置での確実な停止 ・ 方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・ 連続する法規励行走行 ・ 混合交通の中の優先順位 ・ 隠れた危険の予知、障害物の回避	3分
			小計
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	・ 安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」を使用した現場指導 ・ 映画、ビデオ、写真パネル、テキスト等の教材を活用した教育及びディスカッション	15分
			小計
閉講	1 閉校のことば 2 受講済証明書の交付	・ 自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機づけ	5分
			小計
合計所要時間			180分

別表第四の七の次に次の一表を加える。

山梨県公報号外 第三十一号 平成十四年五月三十日

別表第五から別表第七までを次のように改める。

別表第5 (第19条関係)

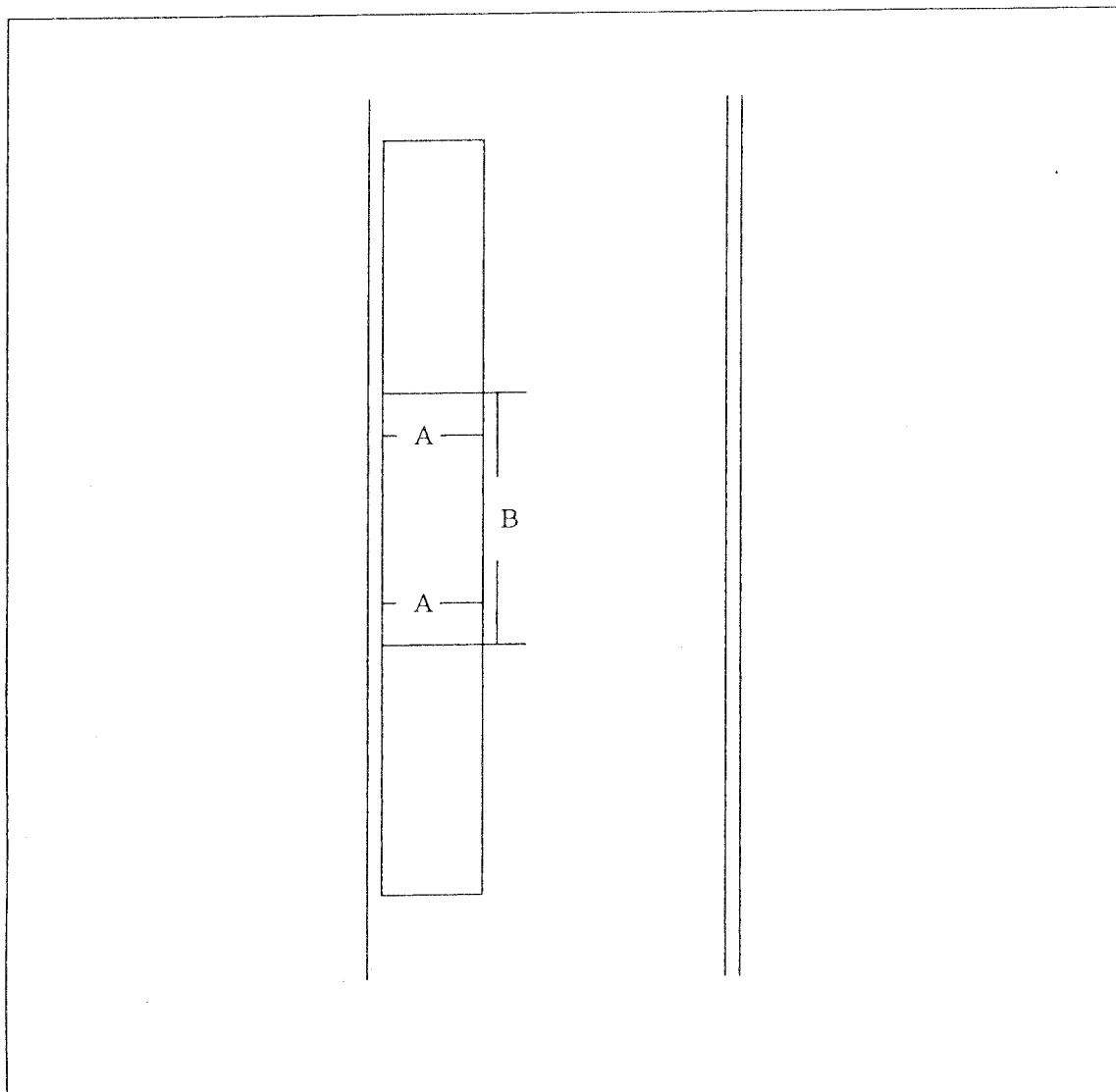
審査の方法等

審査の別	審査の方法	課題及び審査コース	走行距離	合格基準
普通車は白三車に限る。 普通車は軽車(360)に限る。 (施行規則第18条の5)	普通免許に係る標準試験車	周回コース及び走行並びに交差点、曲線コース及び脱折コースの通過	1,200メートル以上	70パーセント以上
普通車は限定総重量以下に限る。 (施行規則第18条の5)	普通免許に係る標準試験車又は限定された普通自動車	同上	同上	同上
普通車はAT車に限る。 (施行規則第18条の5)	普通免許に係る標準試験車	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道、隅切、曲線コース、脱折コース及び脱折コースの通過	同上	同上
普通車はAT車に限る。 (施行規則第18条の5)	普通免許に係る標準試験車	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道、隅切、曲線コース、脱折コース及び脱折コースの通過	2,000メートル以上	同上
審査(替1)未済 (改正法(昭和40年法律第96号)附則第2条第3項(旧自三))	同条	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道、隅切、曲線コース及び脱折コースの通過	1,200メートル以上	同上
審査(替単)未済 (改正法(昭和40年法律第96号)附則第5条第3項(旧軽))	同上	同上	同上	同上
普通車はAT車に限る。 (施行規則第18条の5)	同上	技能試験に準ずる	技能試験に準ずる	同上
普通車の旅客車は白三車に限る。 (施行規則第18条の5)	同上	周回コース及び走行並びに交差点、曲線コース、脱折コース及び脱折コースの通過	おおむね1,200メートル	80パーセント以上

普通車はAT車に限る。 (施行規則第18条の5)	同上	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道、隅切、曲線コース、脱折コース、脱角コース及び脱角コース及び脱角コース及び脱角コースの通過並びに方向変換	同上	同上
審査(替2)未済 (改正法、昭和40年法律第96号附則第2条第3項(旧自三))	同上	周回コース及び走行並びに交差点、曲線コース、脱折コース及び脱折コースの通過	同上	同上
大型車はマイクロバスに限る。 (施行規則第18条の5)	大型二種免許に係る標準試験車	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道、隅切、曲線コース及び脱折コースの通過	同上	同上
大型車はマイクロバスに限る。 (施行規則第18条の5)	大型免許に係る標準試験車	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道、隅切、曲線コース及び脱折コースの通過並びに方向変換	同上	70パーセント以上
大型特殊車はマイクロバスを有する自動車に限る。 (施行規則第18条の5)	大型特殊免許に係る標準試験車又は特別試験車	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道及び脱折の通過並びに方向変換	同上	同上
マイクロバスを有する大型特殊自動車による牽引に限る。 (施行規則第18条の5)	牽引免許に係る標準試験車又は特別試験車	周回コース及び走行並びに交差点、横断歩道及び脱折の通過並びに方向変換	同上	同上
普通二輪は小型二輪車に限る。 (施行規則第18条の5)	普通二輪免許に係る標準試験車	技能試験に準ずる	同上	同上
普通二輪は普通二輪車に限る。 (施行規則第18条の5)	指定自動車教習所の発行する技能審査合格証明書を有する者で当該証明書の発行の日から起算して3月を経過していない者は、技能審査は免除する。			

別表第6 (第22条関係)

縦列駐車用コース

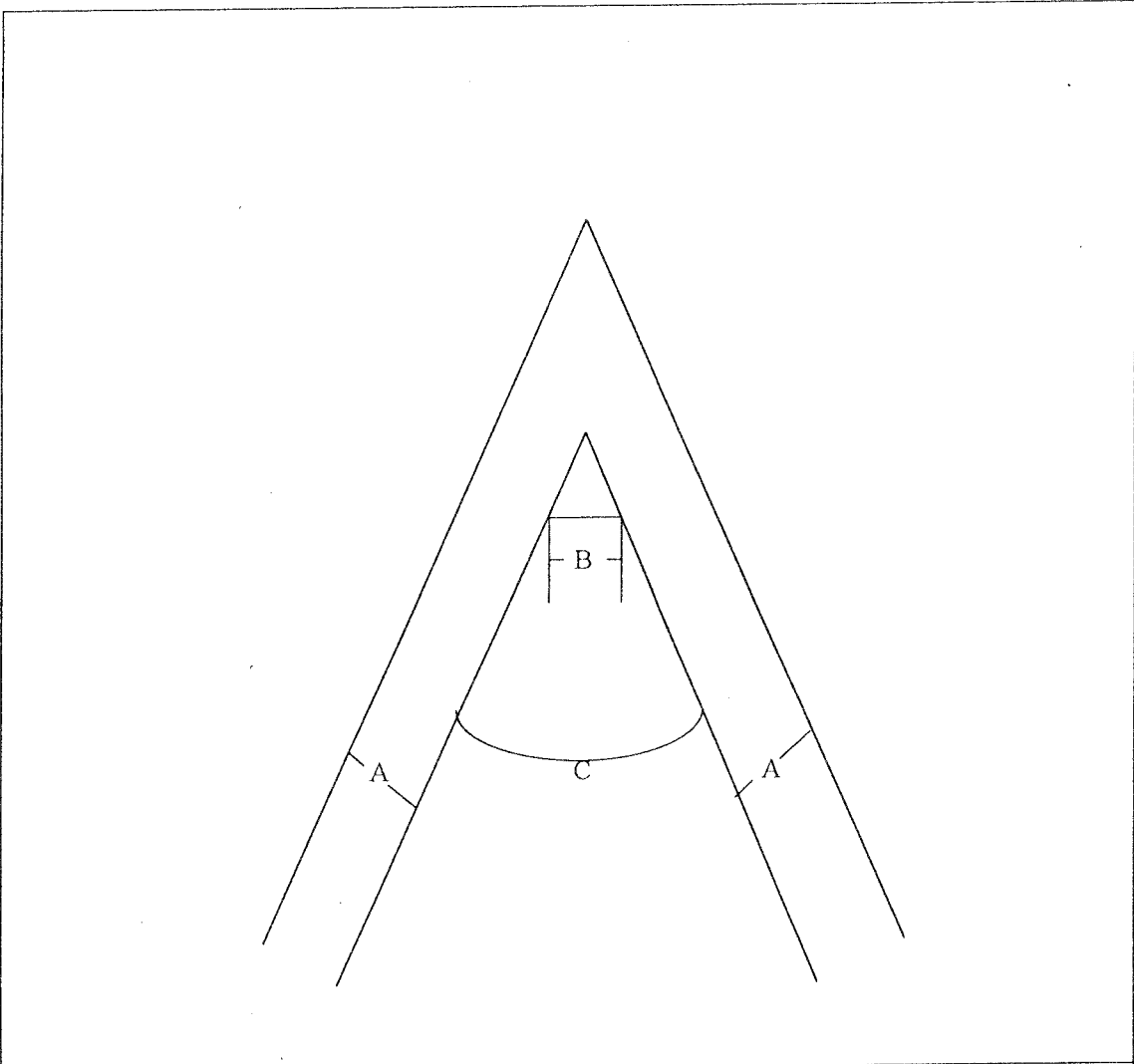


区分 免許種別	幅	長さ
	A	B
大型免許	3.0メートル	15.0メートル
普通免許	2.2メートル	7.5メートル

全長10.0メートル未満又は軸距4.15メートル未満である自動車を使用して大型免許に係る教育を行う場合は図示Bを13.0メートルとする。

別表第7 (第22条関係)

鋭 角 コ ー ス



区分 免許種別	幅	すみきりの一辺	角 度
	A	B	C
大型第二種免許	5.0メートル	1.0メートル	おおむね 60°
普通第二種免許	3.5メートル	0.1メートル	おおむね 60°

全長10.0メートル未満又は軸距4.15メートル未満である自動車を使用して大型免許に係る教育を行う場合は図示Bを0.5メートルとする。

別記様式第2（第3条の3関係）

梨公委指令（交規）第 号
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県道路交通法施行細則第3条の3の規定により、下記の信号機の設置・管理を委任する。

用 途		
設置 責任者 管理	住 所	
	氏 名	
設置年月日		
設置場所		
設置期間		
信号機の種別・型式		
条 件		

備考 信号機の設置又は管理の委任が解除されたときは本委任状を返納すること。

別記様式第4（第5条関係）

梨公委（交規）発第 号 年 月 日 山梨県公安委員会 ㊤	
（緊急自動車） （指定証） （道路維持作業用自動車） （届出確認証）	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類 車名及び型式	
自動車登録番号 又は車両番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	
備 考	

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

山梨県公安委員会 印

道路交通法第102条 ^{第1項} _{第2項} に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知し

ます。

なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は 臨時適性検査の通知 (運転免許の保留) 又は 運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)

運転免許の ^{取消し} _{効力の停止} の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	道路交通法第90条第1項 号 に該当する疑いがあるため。 道路交通法第103条第1項 号 に該当する疑いがあるため。
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第11の2（第13条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

年 月 日

住 所

殿

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第102条^{第1項}_{第2項}に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がなく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

適性検査受検命令書

年 月 日

住所

殿

山梨県公安委員会 印

第90条第6項
道路交通法 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。
第103条第5項

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒否又は保留
保 留
の処分を受けることとなります。
取消し又は効力の停止
効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第11の4 (第13条関係)

山梨県公報号外 第三十一号 平成十四年五月三十日

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

山 梨 県 公 安 委 員 会 [印]

第90条第6項 第18条の4
道路交通法 第103条第5項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の5

第2項
第2項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒否又は保留
保 留 の処分を受けることとなります。

取消し又は効力の停止
効力の停止

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	
備 考	

第 号

指定自動車教習所職員講習終了証明書

教習所名

自動車教習所（学校）

氏 名

上記の者は、 年 月 日、道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講

習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会

印

別記様式第14の4 (第17条の10関係)

(表 面)

氏 名		年 月 日							
住 所									
交 付	年 月 日	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 顔 写 真 </div>							
銀 帯 と す る									
運 転 経 歴 証 明 書									
二・小・原	年 月 日	種	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>						
他	年 月 日	類	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>						
二種	年 月 日	<p style="text-align: center;">山 梨 県 公安委員会 印</p>							

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴です。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

備考 運転経歴証明書の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

処理 区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資料 区分	B 9 - 0 0										※大枠のみ記入すること。 詳細は裏面参照のこと												
フリガナ 氏 名											電 話 番 号	() —	性 別	男	女												
生年月日	明治	大正	昭和	平成	年 月 日										写 真 注)申請者が直接貼ることは不可												
	1	2	3	4																							
手数料貼付欄															警 察 署 受 付	免 許 課 受 付											
運 転 経 歴 証 明 書 内 容 等 欄																											
運 転 経 歴 証 明 書 内 容	欠 字											登 録 印 等															
	氏 名	年 月 日 生 電 話																									
	住 所																										
															有 無	交 付	年 月 日										
															免 許 の 種 類	大 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二
備 考																											

(裏 面)

申請書の記載要領等

1. 氏名欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
2. 手数料欄には、収入証紙で手数料を納入する場合は、その収入証紙をはり付けること。
3. この申請書に添付する写真は、申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとすること。

別記様式第14の6 (第18条の2関係)

山梨県公報号外 第三十一号 平成十四年五月三十日

高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生 (歳)
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習の受講を申請します。

交付公安委員会	公安委員会交付										免許証の効力	有効	年 月 日まで有効			
											効力	失効	年 月 日失効			
免許証番号	第													号		
取得免許の種類	第一種免許	大	普	大	大	普	小	原	け			第二種免許	大	普	大	け
		型	通	特	自二	自二	特	付	引				型二	通二	特二	引二
講習手数料																

- 備考1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
 2 免許証の効力欄には、有効・失効別に○印を付し、有効期間又は失効年月日を記載すること。
 3 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙を貼付すること。

第

--	--

 -

--	--	--	--	--

 号

高 齢 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

備 考	<p>1 この証明書は、運転免許証と一緒に保管し、更新手続をされる方は更新の際に免許窓口で、失効再取得される方は免許申請の際に試験窓口で申請書に必ず添付してください。</p> <p>2 この証明書を提出しないと、更新手続又は免許申請手続ができません。</p>
-----	---

チャレンジ講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生(歳)
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定するチャレンジ講習の受講を申請します。

交付公安委員会	公安委員会交付	有効期間	年 月 日まで													
取得免許の種類	第											号				
	第一種免許	大	普	大	大	普	小	原	け	引	第二種免許	大	普	大	け	引
	大型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二	普通二	大特二	け引二				
手 数 料																

- 備考 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
2 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙を貼付すること。

第 - 号

チャレンジ講習受講結果確認書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、運転免許に係る講習に関する規則
第2条第1項第1号の表の一の項に規定する影響が
ない者であることを確認する。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生 (歳)
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習の受講を申請します。

交付公安委員会	公安委員会交付	有効期間	年 月 日まで有効													
取得免許の種類	第 号															
	第一種免許											第二種免許				
	大型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引		大型二	普通二	大特二	け引二			
講習手数料																

- 備考 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
2 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙を貼付すること。

第 - 号

特定任意高齢者講習終了証明書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 運転免許に係る講習に
 関する規則第2条第1項第1号に定める基準に適合する講習を
 終了した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

備 考	1 この証明書は、運転免許証と一緒に保管し、更新手続をされる方は更新の際に免許窓口で申請書に必ず添付してください。 2 この証明書を提出しないと、更新手続ができません。
-----	---

応急救護処置講習(一)受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

(電話)

()

道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる応急救護処置講習(一)の受講を申請します。

受けようとする免許

手

数

料

- 備考1 氏名・生年月日・住所は明瞭にかい書で記載すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
- 3 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙を貼付すること。

応急救護処置講習(二)受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生
(才)
(電 話) ()

道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる応急救護処置講習(二)の受講を申請します。

受けようとする免許

手
数
料

- 備考1 氏名、生年月日、住所は明瞭にかい書で記載すること。
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
3 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙を貼付すること。

別記様式第15の2の5（第18条の3関係）

旅客車講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

(電 話)

印

日生

(才)

年

月

()

)

道路交通法第108条の2第1項第8の2号に掲げる旅客車講習の受講を申請します。

受けようとする免許

手

数

料

- 備考1 氏名、生年月日、住所は明瞭にかい書で記載すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
- 3 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙を貼付すること。

原 付 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

申請人

住 所

氏 名

生年月日

年 月

日生

（ 才）

（電話）

（ ）

道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の受講を申請します。

※ 講 習 日

年 月 日

※ 講 習 場 所

手
数
料

- 備考1 氏名、生年月日、住所は明瞭にかい書で記載すること。
- 2 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙を貼付すること。
- 3 申請者は、※印の欄には記載しないこと。

別記様式第15の3の4（第18条の3関係）

第 号

応急救護処置講習（一）終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる応急救

護処置講習（一）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

第 号

応急救護処置講習（二）終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる応急救護

処置講習（二）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第15の3の6（第18条の3関係）

第 号

大 型 旅 客 車 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第8号の2に掲げる

講習（大型旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

第 号

普通旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第8号の2に掲げる

講習（普通旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

第 号

原付講習終了証明書

住 所


氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習を

終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 

応急救護処置講習（一）指導員認定申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

下記の者について、応急救護処置講習（一）指導員として認定されたく申請します。

記

認定を受けようとする者

住 所

氏 名

年 月 日生

運転免許の種別

免許証番号 第 号

応急救護処置講習（二）指導員認定申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

申 請 者

氏 名

下記の者について、第二種免許に係る応急救護処置講習（二）指導員として認定されたく

申請します。

記

認定を受けようとする者

住 所

氏 名

年 月 日生

運転免許の種別

免許証番号 第 号

旅客車講習指導員認定申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

下記の者について、旅客車講習指導員として認定されたく申請します。

記

認定を受けようとする者

住所

氏名

年 月 日生

運転免許の種別

免許証番号 第 号

原付講習指導員認定申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

下記の者について、原付講習指導員として認定されたく申請します。

記

認定を受けようとする者

住 所

氏 名

年 月 日生

運転免許の種別

免許証番号 第 号

第 号

応急救護処置講習(一)指導員認定書

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる応急救護処置講習(一)の
講習指導員としての資格を有していることを認定する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

第

号

応急救護処置講習（二）指導員認定書

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる応急救護処置講習（二）の

講習指導員としての資格を有していることを認定する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

第 号

大型旅客車講習指導員認定書

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは道路交通法第108条の2第1項第8号の2に掲げる大型旅客車講習指導員
としての資格を有していることを認定する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

第 号

普通旅客車講習指導員認定書

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは道路交通法第108条の2第1項第8号の2に掲げる普通旅客車講習指導員

としての資格を有していることを認定する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

第 号

原付講習指導員認定書

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる原付講習の講習指導員としての

資格を有していることを認定する。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

別記様式第17（第21条関係）

第 号

届出自動車教習所在所証明書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日から当所において教習課程の教習を

受講している者であることを証明する。

年 月 日

所在地

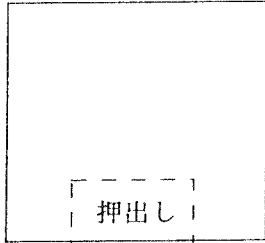
教習所の名称

管理者

印

第 号

旅客自動車教習所修了証明書



押出し
スタンプ

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

免 許 の 種 類	
-----------	--

上記の者は、 年 月 日本 免許

に係る旅客自動車の教習を修了したことを証明する。

年 月 日

所 在 地

公安委員会指定

名 称

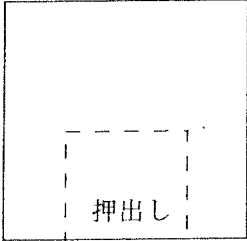
管 理 者



別記様式第21 (第23条関係)

第 号

技能審査合格証明書



スタンプ

本籍

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本 における 免許

に係る技能審査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

公安委員会指定

名称

管理者



特定教育記録簿

- ・ 運転免許取得者教育（高齢者講習同等）
- ・ 運転免許取得者教育（更新時講習同等）

自 年 月 日 名称
至 年 月 日 代表者 印

番号	氏名 生年月日	本籍又は国籍 住所	性別	指導員 氏名	教育実施年月日 教育終了年月日

附則

(施行期日)

- この規則は、平成十四年六月一日から施行する。
(山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則の一部改正)
 - 山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則(昭和五十三年山梨県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
- 第三条の表を次のように改める。

講習の種類	講習対象者
優良運転者講習	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条の二に規定する優良運転者
一般運転者講習	運転免許の継続期間が五年以上で、道路交通法施行令(昭和三十一年政令第二百七十号)以下「政令」という)で定める期間内(起算日から五年以内)に軽微な違反行為を一回のみしたことがあり、かつ、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがない者
違反運転者講習	運転免許の継続期間に関係なく、政令で定める期間内(起算日から五年以内)に違反行為(軽微な違反行為を一回のみしたことがあり、かつ、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがある者)
初回更新者講習	運転免許の継続期間が五年未満で、政令で定める期間内(起算日から五年以内)に軽微な違反行為が一回以下であり、かつ、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがない者

第四条第一項中「一般運転者講習」を「違反運転者講習及び初回更新者講習」に改める。

第五条の表を次のように改める。

講習の種類	講習日及び受付時間
安全運転管理者講習 停止処分者講習 違反者講習	別に定めるところによる。
更新時講習	<ol style="list-style-type: none"> 講習日 国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときはその翌日)、年末年始の休日及び土曜日を除く日とする。ただし、山梨県安全運転学校都留分校における日曜日講習は、行わないものとする。 講習受付時間 優良運転者講習

講習の種類	講習時間
優良運転者講習	午後一時から午後二時二十分まで
一般運転者講習	午後九時三十分から午後十時二十分まで
違反運転者講習	午後一時三十分から午後二時二十分まで
初回更新者講習	午後一時から午後一時四十分まで
優良運転者講習	午後八時三十分から午前九時十分まで
一般運転者講習	午後一時から午後一時四十分まで
違反運転者講習	午後八時三十分から午前九時十分まで
初回更新者講習	午後一時から午後一時四十分まで
優良運転者講習	午後八時三十分から午前九時十分まで
一般運転者講習	午後一時から午後一時四十分まで
違反運転者講習	午後八時三十分から午前九時十分まで
初回更新者講習	午後一時から午後一時四十分まで

第六条第一項中「優良運転者等講習」を「優良運転者及び一般運転者講習」に改め、同条第二項中「一般運転者講習」を「違反運転者講習及び初回更新者講習」に改める。

山梨県公安委員会告示第二十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十四年五月三十日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

別表第一中

二七一	甲府市和戸町一四五番地先(市道甲運六号線と市道上阿原和戸線と市道甲運五号線との十字路交差点)	和戸南	平成一三年二月二七日 告示第五五号
-----	--	-----	----------------------

二七一	甲府市和戸町一四五番地先(市道甲運六号線と市道上阿原和戸線と市道甲運五号線との十字路交差点)	和戸南	平成一三年二月二七日 告示第五五号
二七二	甲府市元紺屋町一番地先(市道元紺屋愛宕線と市道新屋本通り線との丁字路交差点)	元紺屋南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号

三三三	中巨摩郡竜王町篠原一、六九二番地先(県道敷島田富線(都市計画道路田富町敷島線)と市道竜王田中線との丁字路交差点)	新居南	平成一三年二月二七日 告示第五五号
-----	--	-----	----------------------

三三三	中巨摩郡竜王町篠原一、六九二番地先(県道敷島田富線(都市計画道路田富町敷島線)と市道竜王田中線との丁字路交差点)	新居南	平成一三年二月二七日 告示第五五号
三三四	甲府市幸町一五番二六号先(市道伊勢蓬沢線と市道精華学館西通り線との十字路交差点)	市役所南庁舎	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
三三五	甲府市国玉町三三番地の一先(国道四一一号と市道酒折国玉一号线との丁字路交差点)	山梨学院大南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
三三六	中巨摩郡玉穂町井之口二五二番地の一先(町道昭和玉穂線と町道三、二七〇号線との丁字路交差点)	井之口西	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
三三七	中巨摩郡竜王町富竹新田一、〇六三番地一先(町道富竹新田上八幡線と町道伊勢河原線と町道新田常光寺線との十字路交差点)	神明神社前	平成一四年五月三〇日 告示第二八号

三三八	中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一番地三先(県道敷島田富線と町道八幡新田玉川線と町道戸田の六差路交差点)	玉川西	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
三三九	中巨摩郡竜王町西八幡三、八七番地五先(県道敷島田富線と町道下之久保西小学校線との十字路交差点)	竜王西小学校南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号

一四〇	中巨摩郡榑形町山寺九三六番地の一先(県道県民の森公園線と町道榑形五号線と町道榑形三一号線とが交わる十字路交差点)	山寺南	平成一四年四月四日 告示第一八号
-----	--	-----	---------------------

一四〇	中巨摩郡榑形町山寺九三六番地の一先(県道県民の森公園線と町道榑形五号線と町道榑形三一号線とが交わる十字路交差点)	山寺南	平成一四年四月四日 告示第一八号
一四一	中巨摩郡八田村徳永一、四〇五番地一先(県道若草双葉線と村道一六二号線との丁字路交差点)	徳永南	平成一四年五月三〇日 告示第一八号
一四二	中巨摩郡八田村上高砂一、三三番地一先(県道若草双葉線同士の丁字路交差点)	双田橋南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
一四三	中巨摩郡若草町鏡中条二、〇二番地一先(県道若草双葉線と町道二八六号線との十字路交差点)	若草ランプ南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
一四四	中巨摩郡白根町上今諏訪六八五番地一先(県道若草双葉線と町道今諏訪三一号线との十字路交差点)	上今諏訪東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号

八一	北巨摩郡双葉町竜地三、六四七番地一先(町道大屋敷横町線と町道登美団地大屋敷線との丁字路交差点)	鳥ヶ池	平成一三年二月二七日 告示第五五号
----	---	-----	----------------------

に、	を	に、	を
一一九 富士吉田市上吉田一、〇五三番 地の二先(市道あらや中宿線と 市道吉祥寺線との十字路交差 点)	東京電力東	平成一三年一月二七日 告示第五五号	
六四 北巨摩郡長坂町沢九九五番地 先(町道富岡南新居線と町道日 野春小下塚川公民館線との十字 路交差点)	洪沢	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
六三 北巨摩郡高根町長沢二、八〇八 番地先(県道長沢小淵沢線と八 ヶ岳広域農道との十字路交差点)	船形神社入口	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
六一 北巨摩郡高根町箕輪三六一番地 二先(県道長坂高根線と八ヶ岳 広域農道との十字路交差点)	総合グラウンド 入口	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
六〇 北巨摩郡大泉村西井出八、二四 〇番地の二、四九三先(村道大 泉寺畑線と村道石堂第二号線と の十字路交差点)	大平	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
六〇 北巨摩郡大泉村西井出八、二四 〇番地の二、四九三先(村道大 泉寺畑線と村道石堂第二号線と の十字路交差点)	石堂上	平成一三年一月二七日 告示第五五号	
八一 北巨摩郡双葉町竜地三、六四七 番地先(町道大屋敷横町線と町 道登美団地大屋敷線との丁字路 交差点)	鳥ヶ池	平成一三年一月二七日 告示第五五号	
八二 北巨摩郡須玉町若神子一、七二 二番地先(国道一四一〇号と町道 若神子境之沢線との十字路交差 点)	岩根橋東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	

に、	を	に、	を
一五九 八ヶ岳公園下 北巨摩郡小淵沢町大字 番地先(第一駐車場入 口)	車両 車両進行 東から西	長坂 五一・一一・ 三八号	
二六 北都留郡上野原町上野原三、七 七九番地先(町道南裏線と町道 田町寺畑線との十字路交差点)	上野原役場東	平成一三年一月二七日 告示第五五号	
二七 北都留郡上野原町上野原三、二 〇〇番地先(町道文教線と町道 との丁字路交差点)	富士見ヶ池	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
二八 北都留郡上野原町上野原三、一 六三番地先(町道文教線単路)	町立病院前	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
二九 北都留郡上野原町上野原五六一 番地先(町道南裏線と町道新町 関山島田線との十字路交差点)	牛倉神社東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
二二九 富士吉田市上吉田一、〇五三番 地の二先(市道あらや中宿線と 市道吉祥寺線との十字路交差 点)	東京電力東	平成一三年一月二七日 告示第五五号	
二三〇 富士吉田市大明見二六四番地先 (市道明見東通り線と市道大明 見下の水線と市道大明見忍野線 との四差路交差点)	明見第一駐在 所前	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	
二三一 南都留郡勝山村九六六番地先 (県道鳴沢河口湖線と村道一一〇 号線と村道七二号線との十字路 交差点)	勝山小中学校 入口	平成一四年五月三〇日 告示第二八号	

に改める。
別表第四中

四五四	池士町線見道ヶ富	北都留郡上野原町上野	軽車両を 除く	東から西へ 進行	上野原	平成十四年四月 四月四日 告示第一八号
四五四	池士町線見道ヶ富	北都留郡上野原町上野 先(町)立病院 三番地北角 院(一〇〇メイトル)	軽車両を 除く	東から西へ 進行	上野原	平成十四年四月 四月四日 告示第一八号
一六〇	削除				長坂	平成十四年五月 三月二日 告示第二八号
一六〇	岳(料)園 線八ヶ岳 下園木 公(八)木 路(八)木	北巨摩郡小淵沢町大字 番地(第一〇〇六)番 口(第一〇〇六)番 メイトルの間	車両	西から東へ 進行	長坂	平成十四年五月 三月二日 告示第二八号
一五九	削除				長坂	平成十四年五月 三月二日 告示第二八号
	路(料)園 岳(八)木 線(八)木 下(八)木 公(八)木 路(八)木	東(角)から 野(一)野 原(三)原 町(一)町 上(一)上 野(一)野		終日		

七二	削除	北巨摩郡小淵沢町大字 字(一)字 六(一)番地 務(一)務 所(一)所	西へ 進行	終日	長坂	平成十四年五月 五月二日 告示第二八号
七二	削除	北巨摩郡小淵沢町大字 字(一)字 六(一)番地 務(一)務 所(一)所	東へ 進行	終日	長坂	平成十四年五月 五月二日 告示第二八号
七二	削除	北巨摩郡小淵沢町大字 字(一)字 六(一)番地 務(一)務 所(一)所	東へ 進行	終日	長坂	平成十四年五月 五月二日 告示第二八号
四五五	月田町線下戸	中巨摩郡八幡町西八幡 P(一)P 三(一)三 小(一)小 三(一)三 五(一)五	軽車両を 除く	南から北へ 進行	府南甲	平成十四年五月 三月二日 告示第二八号
四五五	月田町線下戸	中巨摩郡八幡町西八幡 P(一)P 三(一)三 小(一)小 三(一)三 五(一)五	軽車両を 除く	南から北へ 進行	府南甲	平成十四年五月 三月二日 告示第二八号
四五五	月田町線下戸	中巨摩郡八幡町西八幡 P(一)P 三(一)三 小(一)小 三(一)三 五(一)五	軽車両を 除く	南から北へ 進行	府南甲	平成十四年五月 三月二日 告示第二八号
四五五	月田町線下戸	中巨摩郡八幡町西八幡 P(一)P 三(一)三 小(一)小 三(一)三 五(一)五	軽車両を 除く	南から北へ 進行	府南甲	平成十四年五月 三月二日 告示第二八号

別表第五中
に改める。

に改める。
別表第六中

一〇五	県道 高根 土見 線	北巨摩郡小淵沢町大字大平一〇番地先管理事務所東側	東進する車両	終日	長坂	五二・二・四五号	告示第二八号
-----	---------------------	--------------------------	--------	----	----	----------	--------

を

一〇五	削除				長坂	平成十四年五月三〇日 告示第二八号	
-----	----	--	--	--	----	----------------------	--

に改める。
別表第十中

二八四	市道 元紺屋 愛宕 線	甲府市愛宕町二三番地先(乙黒二郎方前)交差点			三	甲府 四九・四・一一六号	
-----	----------------------	------------------------	--	--	---	-----------------	--

を

二八四	市道 紺屋 愛宕 線	甲府市元紺屋町一番地先(元紺屋南)交差点			二	甲府 平成十四年五月三〇日 告示第二八号	
-----	---------------------	----------------------	--	--	---	----------------------------	--

に

五〇八	市道 伊勢 沢 線	甲府市幸町二番七号先(小田切製材前)			四	南甲 四九・四・一一六号	
-----	--------------------	--------------------	--	--	---	-----------------	--

を

五〇八	市道 伊勢 沢 線	甲府市幸町一五番二六号先(市役所南庁舎北)交差点			四	南甲 平成十四年五月三〇日 告示第二八号	
-----	--------------------	--------------------------	--	--	---	----------------------------	--

を

一、五七八	市道 (東通 り線)	富士吉田市明見二九〇番地先(明見第一駐在所前)		三	富士 吉田 四九・一・一八		
-------	------------------	-------------------------	--	---	---------------------	--	--

一、五七八	市道 見東 通 り 線	富士吉田市大見二六四番地先(明見第一駐在所前)交差点		四	富士 吉田 三〇日 告示第二八号		
-------	-------------------------	----------------------------	--	---	---------------------------	--	--

に

二、六〇四	村道	中巨摩郡玉穂村井之口二五二番地の一先(鷹野知治所有畑前)		一	南甲 五六・七・二八四一 号		
-------	----	------------------------------	--	---	----------------------	--	--

を

二、六〇四	削除				南甲 三〇日 告示第二八号		
-------	----	--	--	--	---------------------	--	--

に

三、二八五	国道 一四 号	北巨摩郡須玉町若神子一、七二六番地の一先(若神桜人口交差点)		三	菲崎 平八・二・一九 告示 第八号		
-------	---------------	--------------------------------	--	---	----------------------------	--	--

を

三、二八五	国道 一四 号	北巨摩郡須玉町若神子一、七二二番地先(岩根橋東)交差点		四	菲崎 平成十四年五月三〇日 告示第二八号		
-------	---------------	-----------------------------	--	---	----------------------------	--	--

に

三、四六八	町道 富田 幡 線	中巨摩郡竜王町富竹新田一、〇四五番地の一先(堀口水平方西側)		一	南甲 六三・六・二 第一 五号		
-------	--------------------	--------------------------------	--	---	--------------------------	--	--

を

三、四六八	町道 富田 幡 線	中巨摩郡竜王町富竹新田一、〇六三番地の一先(神明神社前)		一	南甲 平成十四年五月三〇日		
-------	--------------------	------------------------------	--	---	------------------	--	--

四、四八七	県道 若草双葉線	中巨摩郡八田村徳永一、三七二番地先 (ゴルフ練習場北東角交差点)	二	小笠原	平一・二・一 五〇一 告示
四、一五三	県道 根高坂線	北巨摩郡高根町箕輪三六一番地二先 (総合グラウンド入口) 交差点	二	長坂	平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
四、一五三	県道 根高坂線	北巨摩郡高根町村山東割二、〇三〇番地先 (清水英昭方南側交差点)	二	長坂	平八・九・九 告示第三九号
四、〇二八	町道 和玉穂線	中巨摩郡玉穂町井之口二五二番地の二先 (井之口西) 交差点	三	南甲府	平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
四、〇二八	町道	中巨摩郡玉穂町若宮一番地の五先 (交差点)	一	南甲府	平七・五・二五 告示第二八号
三、九〇〇	県道 島田富線	中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一番地の三 (玉川西) 交差点	四	南甲府	平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
三、九〇〇	県道 敷島田富線	中巨摩郡竜王町玉川一、五六二番地の三先 (武川学方東側)	一	南甲府	平六・一・一三 告示第一号
	上八幡線	交差点			告示第二八号

四、七八一	県道 若草双葉線	中巨摩郡白根町上今諏訪六八五番地先 (上今諏訪東) 交差点	四	小笠原	平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
四、七八一	県道 若草双葉線	中巨摩郡白根町上今諏訪六四〇番地先 (日本通運株甲府支店北東角交差点)	四	小笠原	平成一三年九月 二〇日 告示第三八号
四、七〇四	国道 四一四号	甲府市国玉町三三三番地の一先 山梨学院大南) 交差点	一	南甲府	平成一四年五月 三〇日 告示第一八号
四、七〇四	国道 四一四号	甲府市国玉町三四七番地の三先 (塩沢あき子方北側交差点)	一	南甲府	平成一二年 一二月一四日 告示第五一号
四、五二七	県道 若草双葉線	中巨摩郡八田村上高砂一、三三三番地先 (双田橋南) 交差点	一	小笠原	平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
四、五二七	県道 若草双葉線	中巨摩郡八田村野牛島一、四二二番地先 (現道との丁字路交差点)	一	小笠原	平一・六・三 告示第二五号
四、四八七	県道 若草双葉線	中巨摩郡八田村徳永一、四〇五番地先 (徳永南) 交差点	三	小笠原	平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
					第一〇号

七三六 富島線 中巨摩郡昭和町飯 六番地の先(釜)	一、二〇〇 車両 (原付けん)	四〇 南甲府 平六・一 告示	四、八七四 町道文 北都留郡上野原町上野原三、一 六三番地先(町立病院前)	四、八七三 町道文 北都留郡上野原町上野原三、二 〇番地先(富士見ヶ池)交差 点	四、八七二 湖沼線 南都留郡勝山村九六六番地先 勝山小学校入口)交差点	四、八七一 沢線 北巨摩郡高根町長沢二、八〇八 番地先(船形神社入口)交差点	四、八七〇 根見線 北巨摩郡小淵沢町一〇、〇六〇 番地先(大平)交差点	四、八六九 草線 中巨摩郡若草町鏡中条二、〇二 五番地先(若草ランブ南)交差 点	四、八六八 島線 中巨摩郡竜王町西八幡三、八七 五番地先(竜王西小学校南) 交差点	四、八六七 部町道 北都留郡上野原町上野原三、三 四三番地先(保福寺別院東側)	四、八六七 部町道 北都留郡上野原町上野原三、三 四三番地先(保福寺別院東側)
			原上野 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	原上野 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	吉田 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	長坂 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	長坂 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	原小笠 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	府南甲 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	原上野 平成一四年四月 二五日 告示第二二号	原上野 平成一四年四月 二五日 告示第二二号

に改める。
別表第十四中

三三〇 削除	南甲府 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	三三〇 市華道 精館西通 甲府市幸町一五番一六号先(加 納たか志方東側)	南甲府 四九・四・一一 一六号	三〇九 削除	南甲府 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号	三〇九 市華道 精館西通 川鉄三方西側)	南甲府 四九・四・一一 一六号	七三六 富島線 中巨摩郡昭和町飯 六番地の先(釜)	一、八〇〇 車両 (原付けんを引 除く)	五〇 南甲府	平成一四年五月 三〇日 告示第二 八号	無工業団地入口交 差点)から中巨摩 郡竜王町玉川一、 五六二番地の三先 (町道八幡新田玉 川線との交差点) まで	を引 除く	第一号
-----------	---------------------------------	--	-----------------------	-----------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------	------------------------------------	-------------------------------	-----------	------------------------------	--	----------	-----

に改める。
別表第十六中

一、七〇五	削除		上野原 平成一四年五月 三〇日
一、七〇五	町道	北都留郡上野原町上野原五六三番地先(清水菊次方)北側	上野原 五〇・八・一九 二九号
一、七〇四	削除		上野原 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
一、七〇四	町道	北都留郡上野原町上野原五六三番地先(中島工務店)南側	上野原 五〇・八・一九 二九号
一、六九五	削除		富士吉 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
一、六九五	市道	富士吉田市大明見一九一番地先(宮下忠重方)南側	富士吉 五〇・八・一九 二九号
一、六九四	削除		富士吉 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
一、六九四	市道	富士吉田市大明見二六四番地先(加賀美商店)北側	富士吉 五〇・八・一九 二九号

一、七二八	町道 三四号線	北巨摩郡長坂町塚川五〇〇番地先(名取万吉方)西側	長坂 五〇・一〇・六 三三三号
一、七二七	削除		長坂 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
一、七二七	町道 三四号線	北巨摩郡長坂町洪沢一、〇〇七番地の二一先(跡部方畑)東側	長坂 五〇・一〇・六 三三三号
一、七〇七	削除		上野原 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
一、七〇七	町道	北都留郡上野原町上野原五六三番地先(加藤宗徳方)東側	上野原 五〇・八・一九 二九号
一、七〇六	削除		上野原 平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
一、七〇六	町道	北都留郡上野原町上野原五六一番地先(守屋藤次郎方)西側	上野原 五〇・八・一九 二九号
			告示第二八号

一、七二八	削除		長坂	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	----	----------------------

二、一四二	村道 学校西線	南都留郡勝山村九六九番地先 (土橋富雄方東側)	富士吉田	五一・九・二七 三二二号
-------	------------	----------------------------	------	-----------------

二、一四二	削除		富士吉田	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	------	----------------------

二、二〇九	市道 大泉線	甲府市元紺屋町九一番地先(木村むめ方)西側	甲府	五一・一一・一三八号
-------	-----------	-----------------------	----	------------

二、二〇九	削除		甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	----	----------------------

二、三六三	県道	北巨摩郡小淵沢町大字 字大平 一〇、〇六一番地先管理事務所 南側(一〇、〇六一番地から八ヶ岳公園下 木線(八ヶ岳公園有料道路)に出る車 両)	長坂	五一・一一・一三八号
-------	----	--	----	------------

二、三六三	削除		長坂	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	----	----------------------

二、三六四	町道	北巨摩郡小淵沢町大字 字大平 一〇、〇六一番地先管理事務所 西側	長坂	五一・一一・一三八号
-------	----	--	----	------------

二、三六四	削除		長坂	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	----	----------------------

二、三六五	町道	北巨摩郡小淵沢町大字大平一〇 〇六一番地先管理事務所東側	長坂	五一・一一・一三八号
-------	----	---------------------------------	----	------------

二、三六五	削除		長坂	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	----	----------------------

八、一三六	市道	富士吉田市大明見二八七番地の 一先(明見第一駐在所西側)	富士吉田	平三・三・二五九号
-------	----	---------------------------------	------	-----------

八、一三六	削除		富士吉田	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	------	----------------------

八、四七〇	町道	中巨摩郡竜王町玉川一、五六二 番地の三先(武川学方東側)	南甲府	平六・一・一三 告示第一号
-------	----	---------------------------------	-----	------------------

八、四七〇	削除		南甲府	平成一四年五月三〇日
-------	----	--	-----	------------

八、九六〇	広域管	北巨摩郡高根町長沢二、七七二	長坂	平八・九・九
八、九五三	削除		長坂	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
八、九五三	広域管 農団地 八ヶ岳 地区幹 線一 線号	北巨摩郡高根町村山東割二、〇三〇番地先（清水英昭方南側・南進車両）	長坂	平八・九・九 告示 第三九号
八、七二七	削除		南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
八、七二七	町道	中巨摩郡玉穂町若宮二番地の五先（秋山方所有空き地南側）	南甲府	平七・五・二五 告示 第二八号
八、四七一	町道 林川 除外 線	中巨摩郡竜王町玉川一、五三六番地先（スーパリアオヤマ西側）	南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
八、四七一	町道	中巨摩郡竜王町玉川一、五四二番地の三先（中込修方所有地東側）	南甲府	平六・一・一三 告示 第一号
				告示第二八号

九、六五六	村道	中巨摩郡八田村徳永一、三七二番地先（ゴルフ練習場北側・東進車両）	小笠原	平一・一・二一 告示 第一〇号
九、二四三	削除		小笠原	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
九、二四三	町道	中巨摩郡白根町上今諏訪六七〇番地先（日立建機株北側・西進車両）	小笠原	平一〇・一・二 告示 第三号
九、二四二	削除		小笠原	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
九、二四二	町道	中巨摩郡白根町上今諏訪六六五番地先（日本通運株甲府支店北側・東進車両）	小笠原	平一〇・一・二 告示 第三号
八、九六〇	削除		長坂	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
	農団地 八ヶ岳 地区幹 線一 線号	番地の一先（県道長沢高根線との交差点南側・北進車両）		告示 第三九号

九、六五六	削除		小笠原	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	-----	----------------------

九、七〇二	県道 若草双葉線 新道	中巨摩郡八田村野牛島一、四一 番地先(県道との丁字路交差点・西進車両)	小笠原	平一・六・三 告示 第二五号
-------	-------------------	--	-----	----------------------

九、七〇二	削除		小笠原	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	----	--	-----	----------------------

一〇、〇七八	国道 四一	甲府市国玉町三番地の四先 (塩沢あき子北側・西進車両)	南甲府	平成一二年 一二月一四日 告示第一五号
--------	----------	--------------------------------	-----	---------------------------

一〇、〇七八	削除		南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
--------	----	--	-----	----------------------

一〇、三二五	町道	中巨摩郡若草町鏡中条二、〇二 五番地先(新山梨環状道路若草 ランブ南方約三〇メートル十 字路交差点西側・東進車両)	小笠原	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
--------	----	--	-----	-----------------------

一〇、三二五	削除		小笠原	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
--------	----	--	-----	----------------------

一〇、三九六	町道 富士見ヶ池線	北都留郡上野原町上野原三、一 六番地の先(町立病院駐車 場北西角・西進車両)	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号
--------	--------------	--	-----	---------------------

一〇、三九六	町道 富士見ヶ池線	北都留郡上野原町上野原三、一 六番地の先(町立病院駐車 場北西角・西進車両)	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号
--------	--------------	--	-----	---------------------

一〇、三九七	町道 戸下月林線	中巨摩郡竜王町西八幡三、八九 一番地三先(PUBビギン西側)	南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
--------	-------------	-----------------------------------	-----	----------------------

一〇、三九八	町道 下保之西線	中巨摩郡竜王町西八幡三、八七 五番地五先(影山方南側)	南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
--------	-------------	--------------------------------	-----	----------------------

一〇、三九九	町道 下保之西線	中巨摩郡竜王町西八幡三、八八 二番地一先(小泉駐車場北側)	南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
--------	-------------	----------------------------------	-----	----------------------

一、一三四	県道 富田線	中巨摩郡昭和町飯喰字西一、二四六番地の先(釜無工業団地入口交差点)	南甲府	平一・三・一 告示 第一号
-------	-----------	-----------------------------------	-----	---------------------

一、一三四	県道 富田線	中巨摩郡昭和町飯喰字西一、二四六番地の先(釜無工業団地入口交差点)	南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-------	-----------	-----------------------------------	-----	----------------------

に改める。
別表第十七中

	地入口交差点(点) から中巨摩郡竜 王町西八幡三、 六六八番地先(へ 竜王西小学校北 交差点)までの 両側										八号
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

に改める。

別表第十九中

一五八	町道三三三 三線一三三 和道昭 線玉穂 町道昭 線玉穂 線一	中巨摩郡玉穂町若宮五〇番地の 先(イツツモア玉穂シヨツピン グセ)南東角交差点西側)から 中巨摩郡昭和田河東中島七一 番地先(築地新居交差点南側)ま の両側歩道(二、三九〇メートル)	南甲府	平成一四年四月四日 告示第一八号
-----	--	--	-----	---------------------

を

一五八	町道三三三 三線一三三 号道昭 和道昭 線玉穂 町道昭 線一	中巨摩郡玉穂町若宮五〇番地の 先(イツツモア玉穂シヨツピン グセ)南東角交差点西側)から 中巨摩郡昭和田河東中島七一 番地先(築地新居交差点南側)ま の両側歩道(二、三九〇メートル)	南甲府	平成一四年四月四日 告示第一八号
一五九	県道敷 島田富 線	中巨摩郡昭和町飯喰字村西一、二 四六番地の先(釜無川工業団地 入口交差点)から中巨摩郡竜王町 西八幡三、六六八番地先(竜王西 小学校北交差点)までの両側歩道 (一、八〇〇メートル)	南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号

に改める。

別表第三十三中

一四二	県道甲府 玉穂中道 線	中巨摩郡玉穂町乙黒九五番地の 先(乙黒東交差点)	四	平成一三年八月九日 告示第三二二号
-----	-------------------	-----------------------------	---	----------------------

を

一四二	県道甲府 玉穂中道 線	中巨摩郡玉穂町乙黒九五番地の 先(乙黒東交差点)	四	平成一三年八月九日 告示第三二二号
一四三	県道敷島 田富線	中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地先(玉川西)交差点	四	平成一四年五月三〇日 告示第二八号

に

四二	県道今諏 訪北村線	中巨摩郡白根町在家塚五二〇番地 先(白根インター入口交差点)	三	平成一四年四月四日 告示第一八号
----	--------------	-----------------------------------	---	---------------------

を

四二	県道今諏 訪北村線	中巨摩郡白根町在家塚五二〇番地 先(白根インター入口交差点)	三	平成一四年四月四日 告示第一八号
四三	県道若草 双葉線	中巨摩郡八田村徳永一、四〇五番 地先(徳永南)交差点	三	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
四四	県道若草 双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条二、〇二五 番地先(若草ランブ南)交差点	三	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
四五	県道若草 双葉線	中巨摩郡白根町上今諏訪六八五番 地先(上今諏訪東)交差点	四	平成一四年五月三〇日 告示第二八号

に改める。